

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 交際費課税の特例措置の拡充・延長 |
| 2 | 対象税目 | ①: 政策評価の対象税目 (国税17)(法人税:義) (地方税 18)(法人住民税:義、法人事業税:義) |
| | ②: 上記以外の税目 | - |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】 |
| 4 | 内容 | <p>《現行制度の概要》</p> <p>・交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限(1人あたり5,000円以下)を引き上げるとともに、①飲食費の50%を損金算入できる特例措置(中小法人・大法人(資本金の額等が100億円以下))及び交際費等(飲食費や贈答品の費用等)を800万円までは全額損金算入できる特例措置(中小法人のみ)について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(特例措置の内容)</p> <p>・中小法人については①又は②のいずれかを選択、資本金の額等が100億円以下の大法人は①の措置。</p> <p>①資本金の額等が100億円以下の大法人が、飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く。)50%を損金算入できる。</p> <p>②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、その適用期限を令和5年度末までの2年間延長するとともに、交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限(1人あたり5,000円以下)を引き上げる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第61条の4、第68条の6 租税特別措置法施行令第37条の4、第37条の5、第39条の93、第39条の94、第39条の95 租税特別措置法施行規則第21条の18の4、第22条の61の4 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項及び第292条第1項第3号</p> |
| 5 | 担当部局 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 平成26年～令和7年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 昭和29年度 創設 |

(参考)最近の交際費課税における主な改正

| | 対象法人 (資本金別) | 損金算入限度額等 |
|------------------------------|----------------|---|
| 昭和 57 年 度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除(300 万円) |
| | 1,000 万円以下 | 定額控除(400 万円) |
| 平成 6 年 度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除(300 万円) × 90% |
| | 1,000 万円以下 | 定額控除(400 万円) × 90% |
| 平成 10 年 度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除(300 万円) × 80% |
| | 1,000 万円以下 | 定額控除(400 万円) × 80% |
| 平成 14 年 度 | 5,000 万円超 | 全額損金不算入 |
| | 5,000 万円以下 | 定額控除(400 万円) × 80% |
| 平成 15 年 度 | 1 億円超 | 全額損金不算入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除(400 万円) × 90% |
| 平成 18 年 度 | 全法人 | 一人当たり 5000 円以下 の飲食費(社内飲食費 を除く)について、一定 の要件のもとで交際費 の範囲から除外。 |
| 平成 21 年 度 (経済危機 対策) | 1 億円超 | 全額損金不算入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除(600 万円) × 90% |
| 平成 25 年 度 | 1 億円超 | 全額損金不算入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除(800 万円) (定額控除限度額まで の 10%の損金不算入措 置を廃止) |
| 平成 26 年 度 | 1 億円超 | 飲食費 50%まで損金算 入 |
| | 1 億円以下 | 定額控除限度額(800 万 円)までの損金算入又 は飲食費 50%まで損金 算入の選択適用 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|----------|----------------------|----------|----------------------|---------|---|---------|--|---------|---------------------|
| | | | <table border="1"> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>2 年間の延長(平成 29 年度末まで)</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>2 年間の延長(平成 31 年度末まで)</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用除外とした上で、2 年間の延長(令和 4 年度末まで)</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>飲食費の 50%を損金算入できる特例措置(中小企業・大企業)について、新型コロナの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費(社内接待費を除く)については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>2 年間の延長(令和 5 年度末まで)</td> </tr> </table> | 平成 28 年度 | 2 年間の延長(平成 29 年度末まで) | 平成 30 年度 | 2 年間の延長(平成 31 年度末まで) | 令和 2 年度 | 資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用除外とした上で、2 年間の延長(令和 4 年度末まで) | 令和 3 年度 | 飲食費の 50%を損金算入できる特例措置(中小企業・大企業)について、新型コロナの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費(社内接待費を除く)については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。 | 令和 4 年度 | 2 年間の延長(令和 5 年度末まで) |
| 平成 28 年度 | 2 年間の延長(平成 29 年度末まで) | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 2 年間の延長(平成 31 年度末まで) | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用除外とした上で、2 年間の延長(令和 4 年度末まで) | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 飲食費の 50%を損金算入できる特例措置(中小企業・大企業)について、新型コロナの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費(社内接待費を除く)については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。 | | | | | | | | | | | | |
| 令和 4 年度 | 2 年間の延長(令和 5 年度末まで) | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 適用又は延長期間 | | 令和 6 年 3 月 31 日～令和 8 年 3 月 31 日 | | | | | | | | | | |
| 9 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げがあがる。そして、飲食店等への新規需要が進むことで、産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋げる。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>交際費等については、1990 年代初頭の約 6 兆円から近年は 3 兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。長きにわたった新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きはあるが、大きな打撃を受けた日本経済の回復には、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化を図る必要があり、交際費等の使用はこれらに必要な経費であり、企業の売上げの増加につながるものとする。</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> | | | | | | | | | | |

| | | |
|----------------|--------------------------|---|
| | <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長を享受できる活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。 その達成度を検討するため、具体的には、「全産業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））の数値等を参考にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ①個々の法人企業に対して交際費等の支出へのインセンティブを付与することで、企業活動を活性化させる。②法人企業が支出する交際費等の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化につながる。</p> |
| <p>10 有効性等</p> | <p>① 適用数</p> | <p>○交際費支出法人 平成26年度：(中小)2,216,010社 (大)19,224社 平成27年度：(中小)2,254,098社 (大)18,811社 平成28年度：(中小)2,269,231社 (大)18,125社 平成29年度：(中小)2,288,807社 (大)17,613社 平成30年度：(中小)2,316,984社 (大)17,166社 令和元年度：(中小)2,329,883社 (大)16,331社 令和2年度：(中小)2,322,492社 (大)15,769社 令和3年度：(中小)2,376,749社 (大)14,941社 令和4年度：(中小)2,376,749社 (大)14,941社 令和5年度：(中小)2,376,749社 (大)14,941社</p> <p>※令和4年度以降は推計(令和3年度の実績と同等程度適用があると推計)(出典)国税庁「会社標本調査」</p> |
| | <p>② 適用額</p> | <p>○交際費支出額の推移 平成26年度：(中小)2,467,294百万円 (大)556,052百万円 平成27年度：(中小)2,678,312百万円 (大)560,901百万円 平成28年度：(中小)2,800,598百万円 (大)570,582百万円 平成29年度：(中小)2,966,230百万円 (大)560,376百万円 平成30年度：(中小)3,113,361百万円 (大)547,693百万円 令和元年度：(中小)3,186,542百万円 (大)488,638百万円 令和2年度：(中小)2,608,421百万円 (大)218,891百万円 令和3年度：(中小)2,488,269百万円 (大)219,960百万円 令和4年度：(中小)2,488,269百万円 (大)219,960百万円 令和5年度：(中小)2,488,269百万円 (大)219,960百万円</p> <p>※令和4年度以降は推計(令和3年度の実績と同等程度適用があると推計)(出典)国税庁「会社標本調査」</p> |

| | | | | |
|---------------|---|---------|---------|--------|
| ③ 減収額 | (単位: 百万円) | | | |
| | | 法人税 | 法人住民税 | 法人事業税 |
| | 平成 26 年度 | 445,707 | 156,861 | 49,069 |
| | 平成 27 年度 | 486,025 | 169,492 | 69,045 |
| | 平成 28 年度 | 502,930 | 174,540 | 70,908 |
| | 平成 29 年度 | 526,850 | 181,196 | 75,882 |
| | 平成 30 年度 | 548,036 | 186,560 | 85,344 |
| | 令和元年度 | 443,955 | 195,676 | 78,881 |
| | 令和2年度 | 438,267 | 167,958 | 79,963 |
| | 令和3年度 | 438,267 | 167,958 | 79,963 |
| | 令和4年度 | 438,267 | 167,958 | 79,963 |
| | 令和5年度 | 438,267 | 167,958 | 79,963 |
| | 令和6年度 | 438,267 | 167,958 | 79,963 |
| 令和7年度 | 438,267 | 167,958 | 79,963 | |
| | ※「会社標本調査」(国税庁)等から推計 ※当該措置分の抽出が出来ないため。 | | | |
| ④ 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業はコスト削減傾向の中、交際費については、平成 26 年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている(ただし、令和2年度以降は、コロナ禍により実績は下がっている。)。本措置によって、企業の営業活動の促進に一定の効果があつたと考えられる。(上記「租税特別措置の適用実績」参照)</p> <p>なお、コロナ禍においては交際費等の支出は減少していたが、現在では新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、日銀短観による全産業業況 DI は令和5年6月が8ポイントとなっており、令和5年4～6月の中小企業の業況判断 DI は▲10.8 となっており、引き続き、業況回復の支援が必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げがあがる。そして、飲食店等への新規需要が進むことで、産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋がる。</p> | | | |
| ⑤ 税収減を是認する理由等 | <p>中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げがあがる。そして、飲食店等への新規需要が進むことで、産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋げる。</p> <p>なお、仮に、交際費等の使用が拡大し飲食店等で新規需要が 100 万円増加すると産業全体への波及効果はさらに 200 万円の追加効果がある。</p> <p>(出典)総務省「平成 27 年(2015 年)産業連関表」</p> | | | |

| | | | |
|----|--------------------|---|--|
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>企業会計上、交際費等は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置がなされているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要が進み、それにより産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げにも適切に対応等できる経済の好循環に繋がる。</p> <p>交際費等の支出の損金算入については、一定の範囲で特例措置が認められており、それは交際費等の支出により企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られるためであり、引き続き、特例措置の延長は必須である。</p> <p>また、飲食を伴う企業活動については、交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限(一人当たり5,000円以下)の下では、物価の動向等も踏まえると実施が難しい状況であるため、当該上限の引き上げも必要であり、交際費等支出の拡大のため妥当性があるものと考えられる。 (参考:平成18年度からCPIは2割程度増加。)</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 類似する他の支援措置は存在しない。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 12 | 有識者の見解 | <p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上げが上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p> <p>また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている</p> | |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 令和3年8月 | |

